

## 手話言語法（仮称）制定を求める意見書

手話は、耳からの情報が得られない、得られにくい聾者にとって、コミュニケーションをとり、教育を受け、働き、社会活動に参加し、生活を営み、人間関係を育み、そして人として成長していくために、必要不可欠な言語である。

我が国の手話は、明治時代から、聾者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13（1880）年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、聾教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法で教えることが決議され、これを受けて我が国でも、聾学校では口話法が使用されるようになり、手話の使用が事実上禁止された。これにより、聾者は口話法を押しつけられることになり、聾者の尊厳は著しく傷つけられる結果となった。

平成18（2006）年12月に国連総会において採択され、平成20（2008）年に発効した障害者の権利に関する条約第2条において、「言語」とは「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、平成23（2011）年8月に改正された障害者基本法第3条では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたものの、「可能な限り」という文言があることから、聾者が手話で生活する環境が整備されないおそれもある。

よって、聾者の権利が保障され、聾者が尊厳を持って生活できるような共生社会を築くためには、手話が音声言語と対等な言語であることを示すとともに、日常生活や職場、教育の場において、手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す手話言語法（仮称）を広く国民に知らしめていくとともに、自由に手話が使えらる社会環境を国として整備していく必要がある。

東大和市議会は、上記の内容を踏まえた手話言語法（仮称）をできるだけ早期に制定するよう、国会及び政府に対して強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

（議決日）平成26年9月26日

（送付日）平成26年9月30日

（送付先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣